

平成19年3月19日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(仮)第353号 不当利得返還（第1事件）、所有権移転登記抹消登記手続
(第2事件) 請求控訴事件

原審・広島地方裁判所 平成16年(仮)第1250号(第1事件)、同第1316号(第
2事件)

口頭弁論終結の日・平成19年2月5日

判 決

控訴人兼被控訴人(原審第1事件原告、以下「1審原告」という。)

被控訴人(原審第2事件原告、以下「1審原告」という。)

両名訴訟代理人弁護士 板根富規
同 青木貴央

広島市西区己斐大迫3丁目27番1-207号

控訴人兼被控訴人(両事件1審被告、以下「1審被告」という。)

松本忠男
同訴訟代理人弁護士 松永克彦
同 白日雄歩

主 文

1 1審原告からの控訴に基づいて、原判決主文第1項の(1)を次のとおり変更する。

2 1審被告は1審原告に対し、2483万5997円及びこれに対する平成16年7月2日から支払すべきまで年5分の割合による金員を支払え。

3 1審被告の控訴をいずれも棄却する。

- 4 訴訟費用は第1, 2審とともに1審被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告 []

主文第1, 2項同旨

2 1審被告

- (1) 原判決中1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 1審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、(1)1審被告から金銭を借り入れていた1審原告 [] が、同被告に対し、利息制限法の制限利率に引き直すと過払になると主張して、不当利得返還請求権に基づいて、利得金及び最後の弁済日からの民法所定の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに（第1事件）、(2)原判決添付の別紙物件目録記載の2, 3の建物（以下「本件建物」という。）を上記借入金の譲渡担保に供していた1審原告 [] が、1審被告に対し、弁済により譲渡担保権は消滅したと主張して、同建物の所有権移転登記の抹消登記手続を求めた（第2事件）事案である。

なお、原審では、上記各事件に併せて、本件建物の敷地である本件土地を競売により買い受けた株式会社中国技建が、本件建物に居住し本件土地を占有している1審原告ら他5名に対し、本件土地の明渡し及び賃料相当損害金の支払を求める事件が併合されていて（1審原告 [] に対しては本件建物の収去も含む。）、同事件についても、1審原告ら他5名から控訴が提起されたが、同事件は、当審で弁論が分離された（同事件は、平成19年4月18日午前10時に和解期日が指定されている。）。

2 前提となる事実

争いのない事実、当事者が明らかに争わない事実は次のとおりである。

- (1) 1審被告と1審原告[] 同[](以下、両名を「1審原告ら」ということがある。)との間には、平成7年4月28日付けで「1審原告ら及び1審被告は、1審原告らの同被告に対する借入金債務の合計2939万円（借入年月日平成6年12月5日ないし平成7年4月25日）を、貸主同被告、借主1審原告ら、利息年15%，遅延損害金年30%などとして、金銭消費貸借の目的とする」旨の金銭準消費貸借及び譲渡担保設定契約公正証書（以下「本件公正証書」という。）が作成されている。
- (2) 本件建物は、もと1審原告[]が所有していたが、1審被告が譲渡担保権者とされている。うち別紙物件目録記載2（1階）の部分は、平成7年2月3日に譲渡担保とされ、同年3月23日受付で所有権移転登記がされ、うち同3（2, 3階）の部分は、同年4月11日に譲渡担保とされ、同日受付で同登記がされている。

3 争点及び当事者の主張

(1) 1審原告らの主張

原判決添付の別紙充当計算書1のとおり、1審原告[]は、1審被告から金銭を借り入れ、同被告に金銭を支払ったが、支払利息を利息制限法の制限利率に引き直すと、過払となる。利率は月3%であり、これを糊塗するため、本件公正証書が作成された。元金は1300万円であり、2939万円ではない。

(2) 1審被告の主張

1審原告ら主張の充当計算に対する認否は、原判決添付の別紙充当計算書2のとおりであり、本件公正証書のとおり、1審原告らと1審被告との間で2939万円の貸付がされた。

借主からの不当利得返還請求事案である本件においては、利得・損失につ

いての立証責任は借主たる1審原告らにある。本件においては、1審原告らの貸付日、貸付額についての主張が二転三転するような状況で、最終的に1審原告らから提示された貸付額が正しいとする根拠は薄弱である。このような状況で2939万円を貸付額とする本件公正証書やその他の明確な書証の信用性を否定し、1審原告らの主張を認めることは不当である。

4 原審の判断

原審の裁判所は、本件公正証書について、その内容には疑問があるとして一部16口1016万円の貸借を否定し、その余は公正証書の記載をもとに1923万円を貸付額として、返済額については1審原告ら主張の返済額を裏付ける証拠がないから、1審被告自認の返済額を前提とした上で、利息制限法の制限利率に引き直して計算すると764万8310円の過払が生じているとして、同額及びその遅延損害金の支払と、弁済による譲渡担保の消滅を理由に本件建物の所有権移転登記の抹消登記手続を認めた。

5 控訴の理由

(1) 1審原告 []

ア 貸金業登録をしていた1審被告が、貸金業規制法17条が定める契約証書を作成せず、また、金銭を受領しても領収書を1枚も発行していないのは、同法に違反する。

イ 原判決が認めた800万円の貸金のうち500万円は [] が保証人になっており、同人が返済しているので、残り300万円について認めるべきである。

ウ 1審被告が1300万円の貸借であることを自認するテープが存在する。

エ 1審原告 [] は1審被告に対し、平成8年2月29日に1205万9800円の約束手形を振り出したが、その明細を記載した [] 作成のメモには利率が月3%であることが記載されている。

オ 1審被告は典型的な市中の金融業者であり、同種業者の金利は計算の容易さのため月何分と決まっている。そのような1審被告が利息制限法の枠内の年15%で貸し付けたということは絶対にありえない。

(2) 1審被告

ア 司法書士も関与して作成された本件公正証書の信用性は高いものであるのに、その一部の信用性を否定した原判決には誤りがある。そして、当審においては、その貸借を裏付ける手形、小切手（乙9から29）を提出する。これによれば、原判決が1口とした500万円の貸付は2口存在したし、多数の同額の貸借は分割払いの裏付けであって不合理ではなく、また、50万円の小切手6枚は乙2の返済期からすると800万円の貸借とは別口である。

イ 1審原告らの貸借に関する主張は、原審以来めまぐるしく変遷していて信用できない。

第3 当裁判所の判断

1 貸付額について

(1) 証拠の評価等

ア 本件公正証書には、1審被告の主張に沿う契約内容の記載が存在し、その主張の根拠となっている。しかし、公正証書であるからといって、それに記載された内容の真実性が担保されるものではない上、本件では、契約内容は予め作成された別紙を公正証書本文に添付した体裁をなしてい、公証人が金員の授受等を確認したものではないし、その内容も、同一日付で複数の同額の貸付があるなど、不自然な点が多く、その記載から直ちに本件公正証書記載の消費貸借契約があったと認定することはできない。

イ 本件で貸付を直接に認定しうる客観的証拠としては、本件公正証書を別とすれば、平成7年2月3日の800万円の領収証（甲37の2、乙1）、譲渡担保契約書（乙2）、平成7年5月11日振出の額面50万円の小切

手（甲38の2），平成8年4月3日を支払日とする額面1205万9800円の約束手形の耳（甲39の2）があるだけである（なお，乙5は本件公正証書による貸付を前提とするもので，客観的な貸借を裏付けるものとはいえない。）。そして，これらの関連性は明らかでなく，これらから貸付の全貌を明らかにすることは不可能である。

ウ 1審被告は当審において，乙9から29の約束手形又は小切手をもって，本件公正証書に沿った貸借を裏付けようとする。しかしながら，これらの成立の真正は認めるとしても，別紙書証検討表記載のとおり，1審被告主張の平成7年4月3日付けの一連の貸付の証拠とする小切手の振出日は1か月ずつずれていて，これらが元本の貸付ではなく，月ごとの利息であったことを窺わせ，かえって1審原告らの主張に沿うものとなっているし，原審が貸借があったとする平成6年12月5日に110万円を貸し付けた証拠とされる小切手（乙12）の小切手番号が平成7年4月3日付けの小切手番号より新しい番号となっているなど（同書証には，「平成7年4月3日」との書込が抹消され，「平成6年12月5日」との書込がある。），これらによっても本件公正証書に沿った貸借がなされたとは到底認め難いといわなければならない。

上記手形，小切手については，本件公正証書に何らその存在をうかがわせる記載はない上，1審被告が，代理人を付けていながら，原審でこれら手形，小切手を証拠提出しなかったのはいかにも不自然，不合理である。一方，1審原告[]は，上記小切手に関して，利息等の支払担保のために差し入れたものであるとする（甲42）が，後記(2)から(4)及び2の認定，判断からすると，同原告の言うところの方が信用性が高い。

エ 証拠（乙6，原審1審被告，原審調査嘱託の結果）及び弁論の全趣旨によれば，1審被告は平成3年ころから平成15年までの間貸金業登録をしていた事実を認定することができる。そうすると，1審被告は貸付に当た

って貸金業規制法17条1項所定の記載事項のある書面を交付しなければならないし、同法19条所定の帳簿を備え付けなければならない。

本件の判断が困難となったのは、1審被告が貸金業規制法に違反して、1審原告[]に対する貸付に関する書面をほとんど作成していない点に原因があるということができる。

(2) 利率について

ア 1審原告[]が1審被告に対し、平成8年4月から平成13年2月までの間、毎月月額36万円の支払を継続したことは当事者に争いがない。そして、1審被告主張のように元本額が2939万円で、月額36万円の利息（年額432万円）とすると、利率は年14.69%の利息となって、1審被告主張の金利年15%よりも低いことになって不自然であるだけでなく、1審被告が貸金業者であったことと整合しにくい。むしろ、平成7年中の月額24万円の支払は800万円の貸借の月3分の利息、前記月額36万円の支払は1200万円の貸借の月3分の利息と認めるのが合理的である。

イ また、証拠（甲4の1、原審[]）及び弁論の全趣旨によれば、平成16年6月19日に、[]（1審原告[]の妻で、1審原告[]の子）が月の利息が3%で10年間にわたり支払を継続してきて、現在は月額39万円の利息支払をしている旨話したのに対し、1審被告は、これを前提に[]と普通に会話していたと認定することができる。

(3) 残存元本額について

証拠（甲4の1、54）及び弁論の全趣旨によれば、利息制限法を考慮に入れない場合の1審原告[]の平成16年における債務元本額について、1審被告が1300万円（別途、所有権移転登記費用の立替金〔乙2、3〕100万円を含むものと推認される。）であったことを自認していたと認めることができる。

この点、1審被告は本件土地を買い戻すための額を提示したにすぎない旨主張するが、1300万円は1審被告との債務の清算に要する額として会話されているのであって、1審被告の上記主張は採用できない。

(4) 検討

以上のところを総合して勘案すると、貸付額については原判決添付の別紙充当計算書1の「借入」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

なお、1審被告は1審原告らの主張が変遷していて信用できない旨主張するが、その理由は、古い出来事であることのほか、1審被告が発行すべき書面等を発行しなかったために、1審原告らの手元に残されるべき書類が存在しなかった点に原因があるというべきで、1審被告の非難は採用しない。

2 返済額について

(1) 貸金業者には貸金業規制法18条所定の受取証書の交付が義務付けられているが、本件では返済額についても的確な証拠はない。返済額に証拠を欠く理由は、ひとえに1審被告が領収証を交付しなかったからにほかならず、それは、1審被告が利息制限法を超過した利息金を收受していたことを示す書類を残さないようにしたためとみるのが自然である。

(2) 返済の事実の認定は、証拠上、領収証に限定されるものではなく、証拠（原審[]並びに1審被告が長期間にわたって、遅延損害金を請求せずに、譲渡担保権の実行もしていないとの間接事実からすると、1審原告[]は約束どおり月3分の利息を継続的に支払っていたと認定することができる。

(3) そうすると、返済額についても、原判決添付の別紙充当計算書1の「支払」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

3 請求の帰趨について

(1) 1審原告[]の借入額が、原判決添付の別紙充当計算書1の「借入」欄記載のとおりであり、返済額が同計算書の「支払」欄記載のとおりと認められるから、利息制限法所定の利率により計算すると、同計算書記載のとおり、

1審原告[]は1審被告に対し、平成16年7月2日現在2483万5997円の不当利得返還請求権及びこれに対する同日から年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を有することができる。

(2) 弁論の全趣旨によれば、1審原告[]が所有していた本件建物は、1審原告[]の1審被告からの借入れのため譲渡担保権が設定されていたと認められ、その旨の所有権移転登記がされていたが、上記(1)記載のとおり、その被担保債権は弁済により消滅したから、1審原告[]は、上記移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

4 結論

以上、1審原告らの請求はいずれも理由があるから認容すべきである。よって、これと一部異なる原判決を上記のとおり変更し、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 廣田聰

裁判官 山本和人

裁判官 山口浩司

(別紙)

書 証 檢 討 表

乙	種別	振出日	券面額	貸付日	認否	原審判断	番号	備考
9	約束手形	7.2.13	500	7.2.13	X	△	AG58145	
10	同	記載なし	25	7.3.10	X	○	AB76114	
11	同	記載なし	500	7.2.27	X	△	AG58141	中黒の裏書がある。
12	小切手	記載なし	110	6.12.5	X	○	AB008533	手形番号が新しい。
13	同	7.4.18	125	7.4.3	X	○	AB008527	
14	同	7.4.30	100	7.3.25	X	○	AB008523	
15	同	7.5.31	50	7.4.3	X	X	AB008524	
16	同	7.5.3	50	7.4.3	X	X	AB008528	
17	同	7.6.2	50	7.4.3	X	X	AB008529	
18	同	7.7.2	50	7.4.3	X	X	AB008530	
19	同	7.8.2	50	7.4.3	X	X	AB008531	
20	同	7.9.2	50	7.4.3	X	X	AB008532	
21	同	6.5.3	24	7.4.3	X	X	AB008521	
22	同	6.6.3	24	7.4.3	X	X	AB008513	振出日の記載が古い。
23	同	7.7.3	24	7.4.3	X	X	AB008514	
24	同	7.8.3	24	7.4.3	X	X	AB008515	
25	同	7.9.3	24	7.4.3	X	X	AB008516	
26	同	7.10.3	24	7.4.3	X	X	AB008517	
27	同	7.11.3	24	7.4.3	X	X	AB008518	
28	同	7.12.3	24	7.4.3	X	X	AB008519	
29	同	8.1.3	24	7.4.3	X	X	AB008520	

※ 「券面額」の単位は万円である。
 ※ 「貸付日」は1審被告主張の貸付日に相当すると判断される日を記載した。
 ※ 「原審判断」の○は原審が存在を認めた分、×は否定した分である。△はどちらかを認めた分である。

これは正本である。

平成19年3月19日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 潤 本 浩

